

資料No.1-2

# 令和8年3月釜石市議会定例会 議案等説明資料

釜 石 市



# 目 次

議案第3号	釜石市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	7
議案第4号	釜石市室内の遊び場条例	8
議案第5号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	9
議案第6号	釜石市部等設置条例等の一部を改正する条例	10
議案第7号	釜石市行政手続条例の一部を改正する条例	11
議案第8号	釜石市手数料条例の一部を改正する条例	12
議案第9号	釜石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13
議案第10号	地方卸売市場釜石市魚市場条例の一部を改正する条例	14
議案第11号	釜石市建築物駐車施設条例の一部を改正する条例	15
議案第12号	釜石市改良住宅管理条例の一部を改正する条例	16
議案第13号	釜石市営住宅条例の一部を改正する条例	17
議案第14号	釜石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	18
議案第15号	釜石市水道事業給水条例の一部を改正する条例	19
議案第16号	釜石市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例	20
議案第17号	釜石市少年補導施設に関する条例を廃止する条例	21
議案第28号	土地の処分に関し議決を求めることについて	22
議案第29号	釜石市民ホールの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	25
議案第30号	釜石市老人福祉センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	26
議案第31号	釜石市児童館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	27
議案第32号	道の駅釜石仙人峠の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	28
議案第33号	釜石情報交流センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて	29

議案第34号	釜石市民泊施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	30
議案第35号	釜石市甲子林業センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	31
議案第36号	釜石市栗橋地区基幹集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	32
議案第37号	釜石市橋野地区多目的集会施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	33
議案第38号	釜石大町駐車場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	34
議案第39号	野田地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	35
議案第40号	洞関地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	36
議案第41号	一の渡地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	37
議案第42号	大松地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	38
議案第43号	松原地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	39
議案第44号	松倉地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	40
議案第45号	中妻北地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	41
議案第46号	本郷地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	42
議案第47号	釜石市過疎地域持続的発展計画を策定することに関し議決を求めることについて……………	43
議案第48号	釜石市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて……………	44
議案第49号	釜石市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて……………	46

議案第50号	人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて……………	48
議案第51号	人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて……………	48



## 議案第3号

### 釜石市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### 1 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)が令和6年6月12日に公布されたことにより、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部が改正され、その一部が令和8年4月1日から施行されることに伴い、改正後の同法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 背景

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、新たな通園給付として「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が創設され、令和7年6月釜石市議会定例会において、釜石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年釜石市条例第20号)を制定した。

乳児等通園支援事業が令和8年4月1日から給付化されることに伴い、乳児等通園支援を行う事業者が給付を受けるために、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市長の「確認」を受ける必要がある(この確認を受けた者を「特定乳児等通園支援事業者」という。以下同じ。)ことから、子ども・子育て支援法の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)に従い、又は参酌し、条例により特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの。

#### 3 主な制定内容

##### (1) 総則(第1条・第2条)

趣旨及び一般原則を定める。

##### (2) 利用定員に関する基準(第3条)

特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たり及び1月当たりの利用定員を定めるものとする。

##### (3) 運営に関する基準(第4条から第32条まで)

###### [主な義務規定]

面談の実施、正当な理由のない提供拒否の禁止、緊急時等の対応、運営規程の整備、利用定員の遵守、虐待等の禁止、秘密保持等

###### [主な努力義務規定]

心身の状況等の把握、特定教育・保育施設との連携、地域との連携等

###### [その他]

特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領方法等

#### 4 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：こども家庭課)

## 議案第4号

### 釜石市室内の遊び場条例

#### 1 提案理由

釜石市室内の遊び場の設置及び管理に関し必要な事項を定めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な制定内容

##### (1) 名称及び位置(第2条)

名称 釜石市室内の遊び場

位置 釜石市港町二丁目1番1号

##### (2) 開館時間及び休館日(第3条)

午前9時から午後5時まで(原則として無休)

##### (3) 使用対象者(第4条)

ア 児童(8歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者。以下同じ。)及びその保護者(児童の保護者又は同伴者であって18歳以上の者)

イ その他市長が適当であると認める者

##### (4) 占用の許可等(第5条から第8条まで)

遊び場の全部又は一部を占有して使用できる者を次のとおり定めるとともに、占有しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受ける義務を定めるもの。

ア 遊び場を使用して子育てイベントを行う団体

イ その他市長が適当であると認める者

##### (5) 使用料(第9条)

無料

#### 3 施行期日

規則で定める日

(担当課：こども家庭課)

## 議案第5号

### 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

#### 1 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)が令和6年6月26日に公布され、その一部が令和8年9月24日から施行されることに伴い、関係条例を整理しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 改正する条例

- (1) 釜石市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年釜石市条例第38号)
- (2) 昭和天皇の崩御に伴う釜石市職員の懲戒免除及び釜石市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年釜石市条例第2号)
- (3) 釜石市漁業集落排水事業の設置等に関する条例(平成27年釜石市条例第44号)
- (4) 釜石市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成27年釜石市条例第46号)

#### 3 主な改正内容

引用する地方自治法の条番号を次のとおり改正

- ・「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

#### 4 施行期日

令和8年9月24日

(担当課：水道事業所、総務課、下水道課)

## 議案第6号

### 釜石市部等設置条例等の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

組織機構の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

- (1) 釜石市部等設置条例(昭和47年釜石市条例第22号)の一部改正  
高齢者医療、福祉医療、国民健康保険及び国民年金の分掌事務の所管を「市民生活部」から「保健福祉部」に改める。
- (2) 釜石市社会福祉審議会条例(昭和47年釜石市条例第26号)の一部改正  
庶務担当課を「地域福祉課」から「地域包括ケア推進課」に改める。
- (3) 釜石市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年釜石市条例第31号)の一部改正  
庶務担当課を「地域福祉課」から「地域包括ケア推進課」に改める。
- (4) 釜石市子ども・子育て会議条例(平成25年釜石市条例第38号)の一部改正  
庶務担当課を「こども家庭課」から「こども家庭センター」に改める。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：総務課)

## 議案第7号

### 釜石市行政手続条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)が令和5年6月16日に公布されたことにより、行政手続法(平成5年法律第88号)の一部が改正され、令和8年5月21日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示する措置に加えて、公示事項を事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置によっても可能とするもの。

#### 3 施行期日

令和8年5月21日

(担当課：総務課)

## 議案第8号

### 釜石市手数料条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第310号)が令和7年9月3日に公布され、一部の規定を除き、令和7年11月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

引用する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の条項番号を次のとおり改正

- ・「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改める。
- ・「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

#### 3 施行期日

公布の日

(担当課：財政課)

## 議案第9号

### 釜石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

#### 1 提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第96号)が令和7年11月14日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

(1) 基準府令である乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)の改正に伴う用語の改正

「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

(2) 設備及び職員の基準の特例の新設

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する特例保育(※)を行う事業者が、特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合は、条例で定める設備及び職員の基準を適用しないこととする。

※特例保育…離島その他の地域であって、保育所等の確保が著しく困難な地域で実施される保育をいう。

(3) その他所要の改正

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：こども家庭課)

## 議案第10号

### 地方卸売市場釜石市魚市場条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

近年の海洋環境の変化等に伴う主要魚種の水揚高の減少により、地方卸売市場釜石市魚市場の経営状況が著しく悪化し経営維持が困難な状況であることから、経営改善に係る負担軽減及び持続的な経営体制の確立を図るため、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

地方卸売市場釜石市魚市場の令和8年度分の使用料を徴収しない特例を規定するもの。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：水産農林課)

## 議案第11号

### 釜石市建築物駐車施設条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

駐車場法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第43号)が令和7年3月7日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

近年の共同住宅への配送需要の増加等に伴う荷さばき駐車施設の不足解消等、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、次のとおり条例の一部を改正するもの。

##### (1) 建築物に係る駐車施設附置基準の見直し

一定以上の面積を有する建築物又は当該建築物の敷地内に附置すべき駐車施設の規模の算出方法について、近年の社会情勢の変化とともに建築物の用途によって駐車需要が大きく変化していることから、建築物の用途に応じた適切な駐車台数を確保できるよう、「建築物全体の延べ面積をもって一律に必要な台数を算定する方法」を見直し、「建築物内の用途を店舗や事務所等に細かく区分し、それぞれの用途ごとの床面積に基づいて必要台数を算定する方法」に改める。

##### (2) 荷さばきのための駐車施設の附置義務の新設

特定用途に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超える(共同住宅の場合は、床面積が2,000平方メートルを超え、かつ戸数が50戸以上とする。)建築物を新築しようとする場合に、当該建築物の部分の用途ごと(店舗/事務所/共同住宅等)の床面積をそれぞれに定める面積で除して得た数値の合計の台数以上の荷さばきのための駐車施設の附置を義務付けるもの。

##### (3) 自動二輪車の駐車施設の附置義務の新設

特定用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする場合に、当該建築物の部分の用途ごと(店舗/店舗及び共同住宅以外の特定用途に供する部分)の床面積をそれぞれに定める面積で除して得た数値の合計の台数以上の自動二輪車のための駐車施設の附置を義務付けるもの。

##### (4) 自動車の駐車の用に供する部分の規模等の見直し

駐車台数1台当たりの駐車区画の規模を見直すとともに、駐車施設全体の規模に応じた数の車椅子利用者用駐車施設の附置を義務付けるもの。

##### (5) 既存の附置義務駐車施設の廃止時の届出義務の新設

##### (6) その他所要の改正

※特定用途…ホテル、飲食店、百貨店その他の店舗等で、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第18条に規定されている用途をいう。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：都市計画課)

## 議案第12号

### 釜石市改良住宅管理条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

改良住宅における同居親族に関する要件の一部を緩和するため、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

近年、若年単身世帯を含む単身世帯が増加している傾向を踏まえ、一般入居における同居親族に関する要件のうち、市長が指定する改良住宅については老人等以外も単身入居を可能とするもの。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：都市計画課)

## 議案第13号

### 釜石市営住宅条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

市営住宅における同居親族に関する要件等の一部を緩和するため、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

- (1) 近年、若年単身世帯を含む単身世帯が増加している傾向等を踏まえ、同居親族に関する要件のうち、市長が指定する市営住宅については老人等以外も単身入居を可能とする。
- (2) 子育て世帯への支援策とするため、収入に関する要件の区分のうち、収入の上限額が最も高い「入居者が身体障害者である場合等」の要件に該当する条件の一部について次のとおり改め、同居することの年齢要件を緩和するもの。  
「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」を「同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合」に改める。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：都市計画課)

## 議案第14号

### 釜石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

岩手県が実施する佐須の沢砂防事業に伴い佐須地区の取水施設等を移設するに当たり、水道法(昭和32年法律第177号)第10条第1項第1号及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第7条の2の規定に基づき、事業の変更(軽微な変更)を国に届け出る必要があることから、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

(1) 給水人口

「33,220人」を「27,340人」に改める。

(2) 1日最大給水量

「15,890立方メートル」を「13,800立方メートル」に改める。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：水道事業所)

## 議案第15号

### 釜石市水道事業給水条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするため、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

令和6年1月に発生した能登半島地震において、指定給水装置工事事業者の被災が復旧の遅れの一因となったことを踏まえ、災害その他非常の場合において市長が必要と認めるときは、他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。)又は他の市町村長が指定した給水装置工事事業者が市内において給水装置工事を行うことを可能とする規定を追加する。

#### 3 施行期日

公布の日

(担当課：水道事業所)

## 議案第16号

### 釜石市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

#### 1 提案理由

青少年を取り巻く社会環境の変容により、青少年が抱える課題が複雑・多様化していることから、対応の在り方を見直すことに併せて釜石市青少年問題協議会を廃止することに伴い、条例を廃止しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：地域福祉課)

## 議案第17号

### 釜石市少年補導施設に関する条例を廃止する条例

#### 1 提案理由

少年を取り巻く社会環境の変容により、少年補導施設の設置目的に対して現在の状況が大きく変化していることから、対応の在り方を見直すことに併せて釜石市少年補導施設を廃止することに伴い、条例を廃止しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：地域福祉課)

## 議案第28号

### 土地の処分に関し議決を求めることについて

#### 1 提案理由

国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所の庁舎用地に供するため、市有地を処分しようとするもので、処分価格が2,000万円以上、かつ、処分予定面積が5,000㎡以上であることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年釜石市条例第15号)第3条の規定により議会の議決を求めるものである。

#### 2 処分の目的

国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所の庁舎用地に供するため

#### 3 処分する土地の概要

所 在	地 目	処分面積	備 考
鵜住居町第12地割44番7	宅地	2,595.81㎡	全筆
鵜住居町第13地割1番4	宅地	3,645.08㎡	分筆
計		6,240.89㎡	

#### 4 処分価格

66,153,434 円

#### 5 相手方

国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所長

#### 6 処分の方法

売払い

(担当課:建設課)

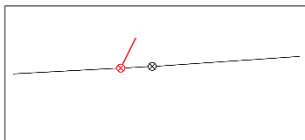
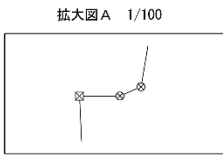
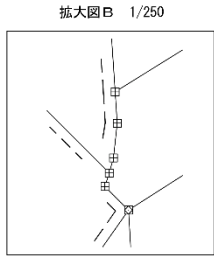
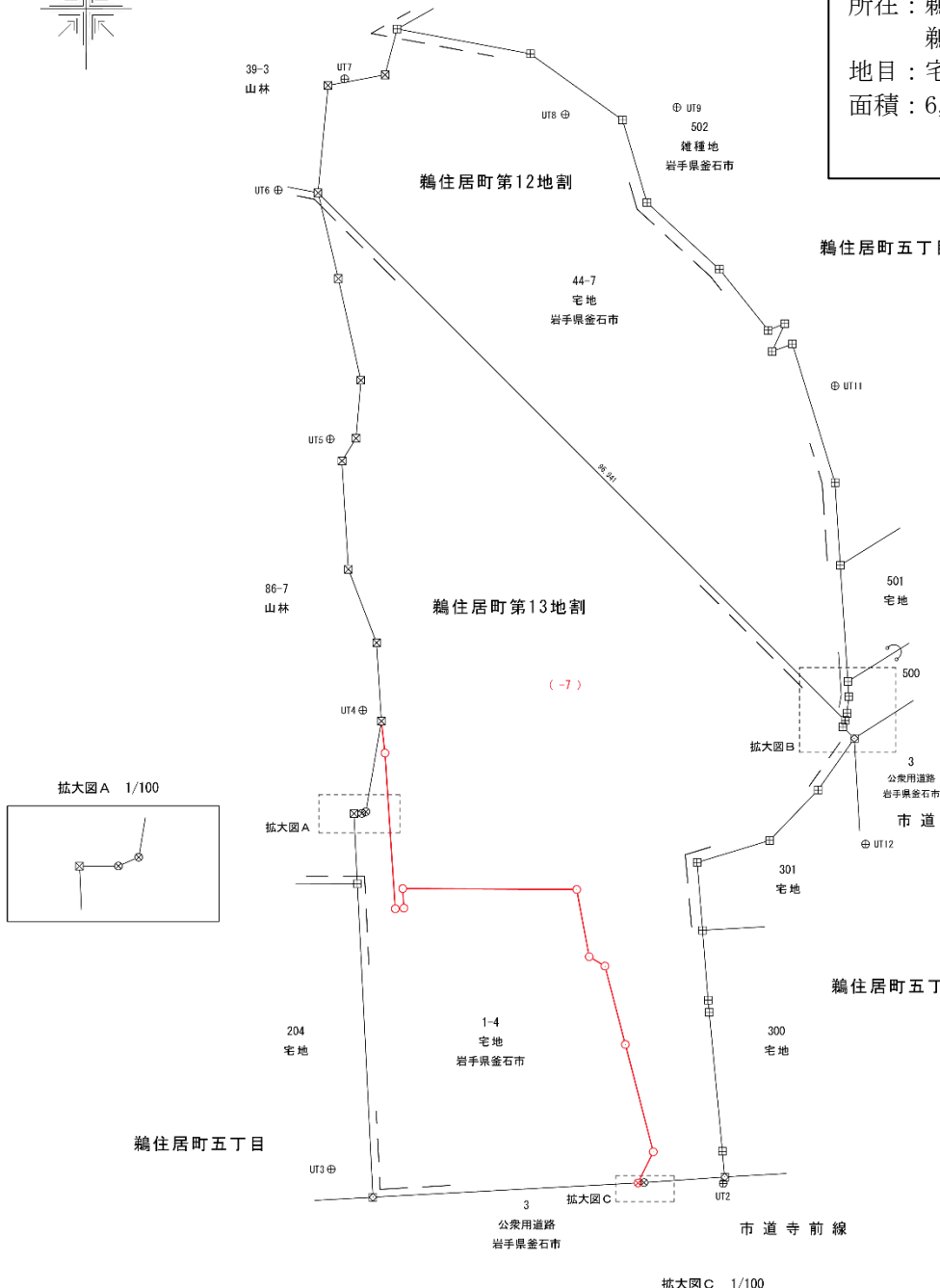
# 令和7年度 釜石地区 用地平面図

岩手県釜石市鵜住居町 地内

縮尺=1:500



所在：鵜住居町第12地割44番7  
 鵜住居町第13地割1番4  
 地目：宅地  
 面積：6,240.89㎡



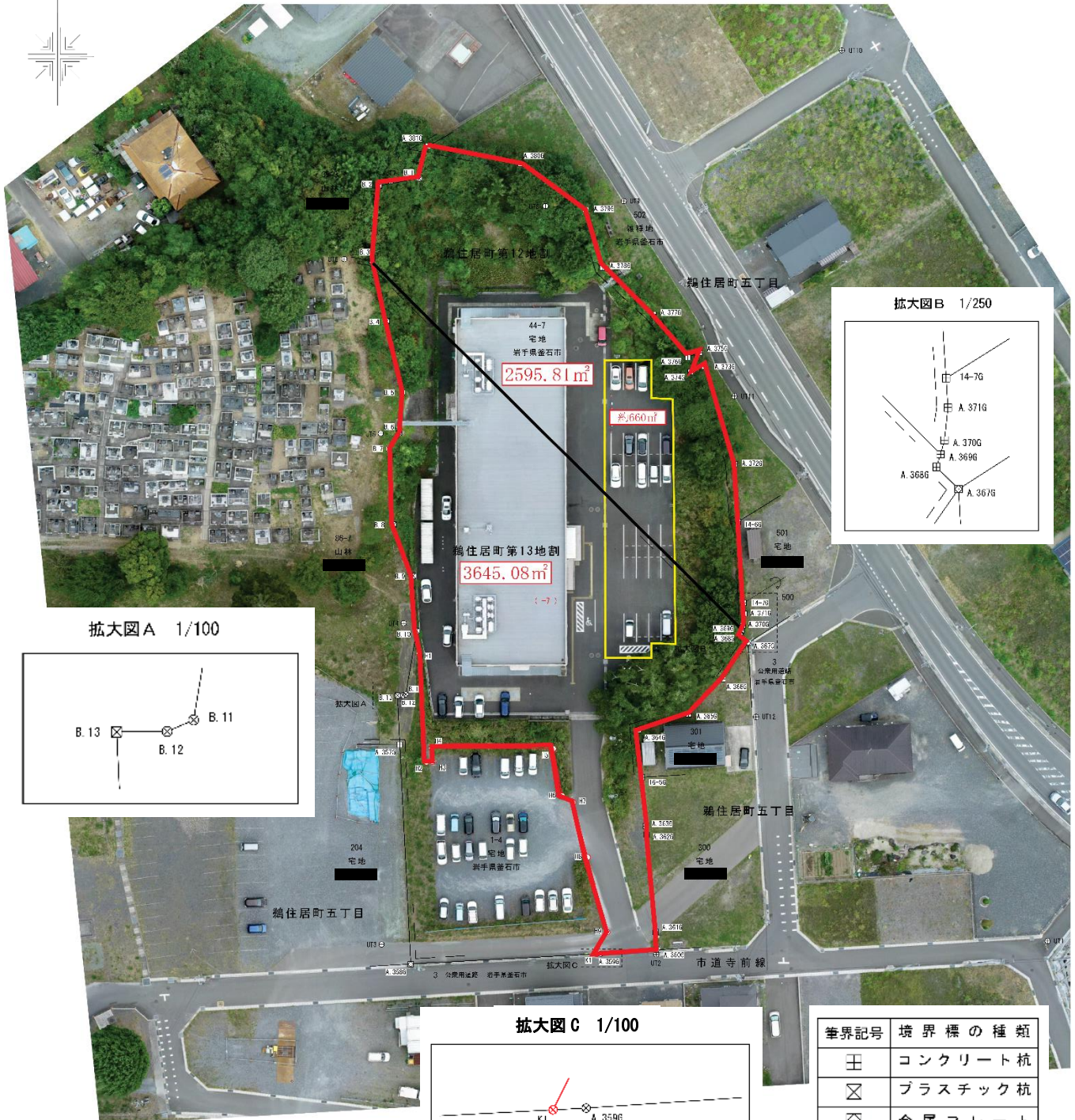
筆界記号	境界標の種類
⊕	コンクリート杭
⊗	プラスチック杭
⊠	金属フレート
⊗	金属鉄
⊙	マーキング
—	木杭又は計算点

記号	標杭等の種類
—○—	用地幅杭
⊕	基準点

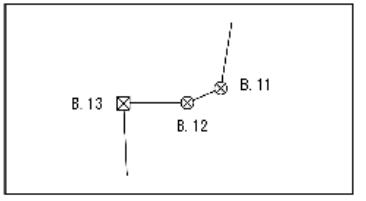
# 令和7年度 釜石地区用地 航空写真重ね図

岩手県釜石市鵜住居町 地内

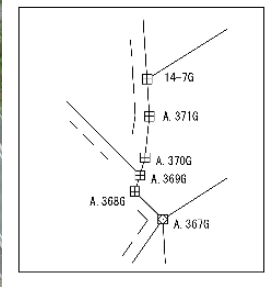
縮尺=1:500



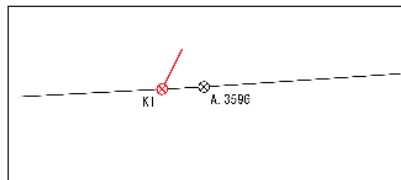
拡大図A 1/100



拡大図B 1/250



拡大図C 1/100



筆界記号	境界標の種類
田	コンクリート杭
⊗	プラスチック杭
⊠	金属フレート
⊗	金属錐
⊙	マーキング
—	木杭又は計算点

## 【取得範囲】

- 釜石市鵜住居町第12地割44番7 : 2,595.81㎡
- 釜石市鵜住居町第13地割1番4 : 3,645.08㎡

記号	標杭等の種類
⊕	用地幅杭
⊕	基準点

## 議案第29号

### 釜石市民ホールの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

#### 1 提案理由

釜石市民ホールの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
釜石市民ホール
- (2) 団体の名称  
釜石まちづくり株式会社
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 3 指定の理由

上記団体は、東日本大震災で甚大な被害を受けた中心市街地の再建と、にぎわい創出を図るために整備したフロントプロジェクト1のエリアマネジメントを主たる業務とする第三セクターであり、公民連携のノウハウが蓄積されており、所期の目的の達成に向けて展開する各種事業に対応できる体制を有している。

また、当該施設に加え、釜石情報交流センター、釜石大町駐車場及び被災者再建支援と商業拠点整備のために同団体が建設したタウンポート大町を含む4施設の管理運営を一体的に行わせることにより、業務が合理化されるとともに施設の相互利用促進等による相乗効果が期待できることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：文化スポーツ課)

## 議案第30号

釜石市老人福祉センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

釜石市老人福祉センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
釜石市老人福祉センター
- (2) 団体の名称  
社会福祉法人釜石市社会福祉協議会
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

### 3 指定の理由

上記団体は、平成18年度から現在に至るまで指定管理者として良好な管理運営を実施しており、釜石市老人福祉センター指定管理者評価委員会においても適正な管理運営を実施していると評価された。

また、高齢者の相談対応及び健康増進に関し専門的な知識と経験を有する団体であり、人的資源を活用し安定した管理運営が期待されることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：地域包括ケア推進課)

## 議案第31号

### 釜石市児童館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

#### 1 提案理由

釜石市児童館の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 内 容

##### (1) 公の施設の名称

釜石市鶉住居児童館

釜石市唐丹児童館

釜石市栗林児童館

釜石市上中島児童館

##### (2) 団体の名称

社会福祉法人釜石市社会福祉協議会

##### (3) 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 3 指定の理由

上記団体は、平成18年度から現在に至るまで指定管理者として良好な管理運営を実施しており、釜石市児童館指定管理者評価委員会においても適正な管理運営を実施していると評価された。

また、当該施設を拠点として地域組織活動を推進し、地域との相互理解と信頼が確立されていることや、当該指定管理に必要な規模の有資格者を擁する市内唯一の団体であり、安定した管理運営が期待されることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：こども家庭課)

## 議案第32号

### 道の駅釜石仙人峠の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

#### 1 提案理由

道の駅釜石仙人峠の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
道の駅釜石仙人峠
- (2) 団体の名称  
釜石振興開発株式会社
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 3 指定の理由

当該施設は、道路利用者に安全で快適な道路交通環境を提供し、利便性を向上すること及び地域の振興に寄与することを目的とした施設である。

当該施設の指定管理期間が令和8年3月をもって満了することから、指定管理者について令和7年12月24日から令和8年1月23日まで公募を実施したところ、上記1団体からの応募があった。応募内容に基づき、令和8年2月4日に道の駅釜石仙人峠指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、業務仕様書で求める事項について、的確な事業計画及び収支計画となっており、評価点数も基準値を上回っているとして、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：商工観光課)

## 議案第33号

釜石情報交流センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

釜石情報交流センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
釜石情報交流センター
- (2) 団体の名称  
釜石まちづくり株式会社
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 3 指定の理由

上記団体は、東日本大震災で甚大な被害を受けた中心市街地の再建と、にぎわい創出を図るために整備したフロントプロジェクト1のエリアマネジメントを主たる業務とする第三セクターであり、公民連携のノウハウが蓄積されており、所期の目的の達成に向けて展開する各種事業に対応できる体制を有している。

また、当該施設に加え、釜石市民ホール、釜石大町駐車場及び被災者再建支援と商業拠点整備のために同団体が建設したタウンポート大町を含む4施設の管理運営を一体的に行わせることにより、業務が合理化されるとともに施設の相互利用促進等による相乗効果が期待できることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：商工観光課)

## 議案第34号

### 釜石市民泊施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

#### 1 提案理由

釜石市民泊施設の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
釜石市民泊施設
- (2) 団体の名称  
株式会社かまいしDMC
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 3 指定の理由

当該施設は、三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイル、三陸復興国立公園等、当市の自然環境・地域資源を生かし、観光・体験を通じた交流人口の拡大及び観光振興を図ることを目的とした施設である。

当該施設の指定管理期間が令和8年3月をもって満了することから、指定管理者について令和7年12月24日から令和8年1月23日まで公募を実施したところ、上記1団体からの応募があった。応募内容に基づき、令和8年2月4日に釜石市民泊施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、業務仕様書で求める事項について、的確な事業計画及び収支計画となっており、評価点数も基準値を上回っているとして、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：商工観光課)

## 議案第35号

釜石市甲子林業センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

釜石市甲子林業センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
釜石市甲子林業センター
- (2) 団体の名称  
大畑町内会
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 指定の理由

林業集落の環境整備を目的とした釜石市甲子林業センターが設置されている地域内で、町内会活動や生涯学習、健康促進のための活動を行っている実績を持つ団体は、上記団体のみであり、平成18年度から現在に至るまで当該施設を適切に管理している実績があることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：水産農林課)

## 議案第36号

釜石市栗橋地区基幹集落センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

釜石市栗橋地区基幹集落センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
釜石市栗橋地区基幹集落センター
- (2) 団体の名称  
澤田新生会
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 指定の理由

地域社会の産業の振興と住民の福祉の向上を目的とした釜石市栗橋地区基幹集落センターが設置されている地域内で、郷土芸能の伝承や町内会活動、健康促進のための活動を行っている実績を持つ団体は、上記団体のみであり、平成18年度から現在に至るまで当該施設を適切に管理している実績があることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：水産農林課)

## 議案第37号

釜石市橋野地区多目的集会施設の指定管理者の指定に関し議決を求めること  
について

### 1 提案理由

釜石市橋野地区多目的集会施設の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
釜石市橋野地区多目的集会施設
- (2) 団体の名称  
橋野町振興協議会
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 指定の理由

地域社会の産業の振興及び住民の健康と福祉の増進を図ること目的とした釜石市橋野地区多目的集会施設が設置されている地域内で、郷土芸能や郷土料理の伝承、健康促進のための活動を行っている実績を持つ団体は、上記団体のみであり、平成18年度から現在に至るまで当該施設を適切に管理している実績があることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：水産農林課)

## 議案第38号

### 釜石大町駐車場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

#### 1 提案理由

釜石大町駐車場の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
釜石大町駐車場
- (2) 団体の名称  
釜石まちづくり株式会社
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 3 指定の理由

上記団体は、東日本大震災で甚大な被害を受けた中心市街地の再建と、にぎわい創出を図るために整備したフロントプロジェクト1のエリアマネジメントを主たる業務とする第三セクターであり、公民連携のノウハウが蓄積されており、所期の目的の達成に向けて展開する各種事業に対応できる体制を有している。

また、当該施設に加え、釜石市民ホール、釜石情報交流センター及び被災者再建支援と商業拠点整備のために同団体が建設したタウンポート大町を含む4施設の管理運営を一体的に行わせることにより、業務が合理化されるとともに施設の相互利用促進等による相乗効果が期待できることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：都市計画課)

## 議案第39号

野田地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求める  
ことについて

### 1 提案理由

野田地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
野田地区コミュニティ消防センター
- (2) 団体の名称  
北野田町内会
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 指定の理由

上記団体は、市民の自主的な消防防災活動及び交流の場に供し、もって消防防災組織の充実を図るとともに健康で文化的な近隣社会の形成に寄与することを目的とする当該施設を、平成18年度から現在に至るまで適切に管理している実績があり、今後の活動においても当該施設の目的を効果的に達成することが十分期待できるものであることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：消防課)

## 議案第40号

洞関地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求める  
ことについて

### 1 提案理由

洞関地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
洞関地区コミュニティ消防センター
- (2) 団体の名称  
洞関町内会
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 指定の理由

上記団体は、市民の自主的な消防防災活動及び交流の場に供し、もって消防防災組織の充実を図るとともに健康で文化的な近隣社会の形成に寄与することを目的とする当該施設を、平成18年度から現在に至るまで適切に管理している実績があり、今後の活動においても当該施設の目的を効果的に達成することが十分期待できるものであることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：消防課)

## 議案第41号

一の渡地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

一の渡地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
一の渡地区コミュニティ消防センター
- (2) 団体の名称  
一の渡町内会
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 指定の理由

上記団体は、市民の自主的な消防防災活動及び交流の場に供し、もって消防防災組織の充実を図るとともに健康で文化的な近隣社会の形成に寄与することを目的とする当該施設を、平成18年度から現在に至るまで適切に管理している実績があり、今後の活動においても当該施設の目的を効果的に達成することが十分期待できるものであることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：消防課)

## 議案第42号

大松地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求める  
ことについて

### 1 提案理由

大松地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
大松地区コミュニティ消防センター
- (2) 団体の名称  
大松町内会
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 指定の理由

上記団体は、市民の自主的な消防防災活動及び交流の場に供し、もって消防防災組織の充実を図るとともに健康で文化的な近隣社会の形成に寄与することを目的とする当該施設を、平成18年度から現在に至るまで適切に管理している実績があり、今後の活動においても当該施設の目的を効果的に達成することが十分期待できるものであることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：消防課)

## 議案第43号

松原地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求める  
ことについて

### 1 提案理由

松原地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
松原地区コミュニティ消防センター
- (2) 団体の名称  
松原町内会
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 指定の理由

上記団体は、市民の自主的な消防防災活動及び交流の場に供し、もって消防防災組織の充実を図るとともに健康で文化的な近隣社会の形成に寄与することを目的とする当該施設を、平成18年度から現在に至るまで適切に管理している実績があり、今後の活動においても当該施設の目的を効果的に達成することが十分期待できるものであることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：消防課)

## 議案第44号

松倉地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求める  
ことについて

### 1 提案理由

松倉地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
松倉地区コミュニティ消防センター
- (2) 団体の名称  
松倉町内会
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 指定の理由

上記団体は、市民の自主的な消防防災活動及び交流の場に供し、もって消防防災組織の充実を図るとともに健康で文化的な近隣社会の形成に寄与することを目的とする当該施設を、平成18年度から現在に至るまで適切に管理している実績があり、今後の活動においても当該施設の目的を効果的に達成することが十分期待できるものであることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：消防課)

## 議案第45号

中妻北地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

中妻北地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

(1) 公の施設の名称

中妻北地区コミュニティ消防センター

(2) 団体の名称

中妻北地区コミュニティ消防センター管理運営委員会

(3) 期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 指定の理由

上記団体は、市民の自主的な消防防災活動及び交流の場に供し、もって消防防災組織の充実を図るとともに健康で文化的な近隣社会の形成に寄与することを目的とする当該施設を、平成18年度から現在に至るまで適切に管理している実績があり、今後の活動においても当該施設の目的を効果的に達成することが十分期待できるものであることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：消防課)

## 議案第46号

本郷地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求める  
ことについて

### 1 提案理由

本郷地区コミュニティ消防センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
本郷地区コミュニティ消防センター
- (2) 団体の名称  
本郷町内会
- (3) 期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 3 指定の理由

上記団体は、市民の自主的な消防防災活動及び交流の場に供し、もって消防防災組織の充実を図るとともに健康で文化的な近隣社会の形成に寄与することを目的とする当該施設を、平成19年度から現在に至るまで適切に管理している実績があり、今後の活動においても当該施設の目的を効果的に達成することが十分期待できるものであることから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：消防課)

## 議案第47号

釜石市過疎地域持続的発展計画を策定することに関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

釜石市過疎地域持続的発展計画について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条の規定に基づき計画を策定しようとするもので、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 主な策定内容

令和3年9月釜石市議会定例会で議決を経て策定した釜石市過疎地域持続的発展計画が令和8年3月31日で終了することから、第2期の計画を策定するもの。

#### (1) 計画策定の趣旨

第1期計画に引き続き、非過疎化を目指し持続的に発展可能な地域社会の構築へ向けて、第2期計画を策定する旨を明記

#### (2) 基本的な事項

第1期計画を基本に、人口及び産業の推移、財政状況等を現状に合わせて改訂

#### (3) 各施策に関する事項

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「産業の振興」、「交通施設の整備、交通手段の確保」、「生活環境の整備」、「子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「医療の確保」等の11施策について、それぞれ現状に合わせて、課題、事業計画、目標等を見直し、令和8年度から令和12年度までの内容に改訂

### 3 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(担当課：総合政策課)

## 議案第48号

### 釜石市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

#### 1 提案理由

釜石市教育委員会の委員を任命しようとするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

#### 2 任命の同意を求める者(令和8年2月20日現在)

氏名 齊藤敦子 (65歳)  
略歴 45ページ参照

#### 3 任期

令和8年4月1日から令和9年9月30日まで(1年6か月)

#### 4 備考

当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、議会の同意を得て任命しようとするもの。

(担当課：総務課)

齊藤敦子さんの略歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和57年 3月	国立習志野病院附属看護学校 卒業
昭和57年 4月	釜石市民病院 入庁
平成18年 3月	釜石市民病院 退職
平成18年 4月	岩手県立釜石病院 入庁
平成25年 3月	岩手県立釜石病院 退職
平成25年 4月	社会福祉法人岩手徳栄会理事
平成27年 1月	社会福祉法人岩手徳栄会 地域密着型介護老人福祉施設三 峯の杜施設長(現在に至る)

## 議案第49号

### 釜石市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

#### 1 提案理由

釜石市固定資産評価審査委員会委員を選任しようとするもので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものである。

#### 2 選任の同意を求める者(令和8年2月20日現在)

氏名 竹澤 隆 (67歳)  
略歴 47ページ参照

#### 3 任期

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年)

#### 4 備考

当該委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため設置するもので、市民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者の中から、議会の同意を得て選任しようとするもの。

(担当課：総務課)

竹澤 隆さんの略歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和53年 3月	釜石南高等学校 卒業
昭和53年 4月	釜石市主事補
昭和58年 4月	釜石市事務吏員
平成12年 4月	釜石市総務企画部財政課財政係長
平成14年 4月	釜石市建設部建設課管理係長
平成16年 4月	釜石市経済部産業政策課長補佐兼工業係長
平成20年 4月	釜石市経済部産業政策課長補佐兼産業政策係長
平成21年 4月	釜石市議会事務局次長兼総務係長
平成24年10月	釜石市復興推進本部復興住宅整備室長兼 建設部都市計画課主幹兼管理係長
平成25年 4月	釜石市復興推進本部復興住宅整備室長兼 建設部都市計画課長
平成27年 4月	釜石市復興推進本部都市整備推進室長
平成28年 4月	釜石市復興推進本部復興管理監
平成31年 3月	釜石市職員定年退職
平成31年 4月	釜石市職員(再任用)
令和 6年 3月	釜石市職員任期満了退職
令和 6年 6月	竹澤行政書士事務所開設(現在に至る)

## 議案第50号・議案第51号

### 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

#### 1 提案理由

人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦しようとするもので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

#### 2 候補者として推薦しようとする者(令和8年2月20日現在)

議案第50号 氏名 白川英里子 (53歳)  
略歴 49ページ参照

議案第51号 氏名 藤原安 (65歳)  
略歴 50ページ参照

#### 3 任期

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで(3年)

#### 4 備考

市議会の議員の選挙権を有する住民で、次の条件を有する者の中から、議会の意見を聞いて法務大臣に対し候補者を推薦しようとするもの。

推薦の条件	人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員
候補者の年齢制限	新任の候補者:68歳以下 再任の候補者:75歳未満

(担当課：生活環境課)

白川英里子さんの略歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
平成 7年 3月	東北学院大学文学部 卒業
平成 7年 4月	株式会社岩手日日新聞社 入社
平成 9年 4月	株式会社岩手日日新聞社 退職
平成 9年 7月	英智学館株式会社 入社
平成11年 3月	英智学館株式会社 退職
平成11年 4月	学校法人明峰学園明法幼稚園 入社
平成13年 3月	学校法人明峰学園明法幼稚園 退職
平成17年 4月	白川えいご教室開業(現在に至る)
令和 5年 7月	人権擁護委員(現在に至る)

藤原安さんの略歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和56年 3月	千葉女子専門学校保育科 卒業
昭和56年 4月	釜石市教諭
平成20年 4月	釜石市立平田幼稚園主任教諭
平成24年 4月	釜石小学校ことばの教室主任教諭
平成26年 4月	釜石市教育委員会事務局学校教育課付係長(幼児ことばの教室担当)
平成28年 4月	釜石市立平田幼稚園長
平成30年 4月	釜石市保健福祉部上中島こども園長
令和 2年 4月	釜石市保健福祉部子ども課上中島こども園長
令和 3年 3月	釜石市職員定年退職
令和 4年 9月	釜石市立小佐野小学校臨時教員
令和 4年11月	釜石市立小佐野小学校臨時教員 退職
令和 5年 7月	人権擁護委員(現在に至る)
令和 6年 9月	社会福祉法人清風会あいぜんの里 コンプライアンス委員 (現在に至る)
令和 7年 5月	釜石市立甲子小学校読み聞かせの会「お話しどんどこ」(現在に至る)
令和 7年 6月	社会福祉法人清風会あいぜんの里 評議員(現在に至る)